



令和元年9月
蒲刈共同事務センター

消費税率引き上げに伴い、安芸灘大橋通行料金やバス・JR等の運賃、高速道路料金など、10月1日から様々な値上げが予定されています。そこで、増税に伴う諸手当認定や旅費の支給についてお知らせします。

消費税率引き上げに伴う諸手当について

●通勤手当●

運賃等の改定に伴う通勤手当額の変更は共同事務センターで行うため、皆さんが改めて通勤届を提出する必要はありません。

10月1日以降の安芸灘大橋通行料金に関する通勤手当額の変更は次のとおりです。

* 軽自動車	381円増額
* 普通自動車	496円増額



出張旅費とは異なり、新しい回数券の使用開始時期に関わらず、運賃等が改定される10月1日をもって、通勤手当額は変更されます。

9月中に回数券を購入しておくとお得かもしれませんね。

●住居手当●

家賃、共益費、駐車料金等の値上げはありませんか？契約内容に変更が生じる場合は15日以内に申し出てください。また、契約変更等の内容が分かる書類のコピーをご提出ください。
(届出が遅延した場合は、10月分から変更後の家賃を支給できない場合があります。)



安芸灘大橋を利用する出張について



- ・在勤庁発着の出張で安芸灘大橋を利用した場合
- ・通勤手当で安芸灘大橋通行料金を支給されていない職員が、出張で安芸灘大橋を利用した場合には、旅費の原則、実費弁償にもとづき、**実際に負担した金額**を旅費として支給します。

おねがい

10月以降も、現行の回数券を引き続き使用できるため、実費負担額の確認が必要となります。そこで、10月1日以降に新料金の回数券で出張されましたら、領収書の写しをご提出ください。

この度の増税で様々な値上げが予定されています。事務センターでも漏れのないように情報収集に全力を尽くしておりますが、普段利用されている皆さんからの情報が不可欠です。

「前月と金額が違うな…」 「料金所にお知らせが貼ってあったな」 など、どんな些細なことでも結構ですので、情報提供をお願いします。



